

庁内システム全体最適化に向けたサービス利用移行検討支援業務企画提案競技実施要領

令和8年7月16日

宮崎県総合政策部デジタル推進課

1 調達の目的

本県では、これまで各業務の特性に応じたシステム構築を行い、行政運営を支えてきた。一方で、急速なデジタル技術の進展やクラウドサービスの普及により、行政システムを取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況の変化を捉え、最新の技術を迅速かつ柔軟に取り入れるため、従来の「個別の独自構築」から、市場の標準的なサービスを柔軟に活用する「サービス利用」への転換を図る。本業務は、この方針に基づき、主要な庁内システムを対象として市場にあるサービス(SaaS、パッケージ等)の適合性を評価し、具体的な移行計画(ロードマップ)を策定することを目的とする。

2 企画提案競技に付する事項

(1) 業務件名

庁内システム全体最適化に向けたサービス利用移行検討支援業務

(2) 業務の特質等

庁内システム全体最適化に向けたサービス利用移行検討支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

(4) 提案上限額

10,006,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※なお、提案上限額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 企画提案競技及び契約の事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推進担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号(宮崎県庁本館3階)

電話:0985-26-7046

E-mail アドレス : digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

受付時間:土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

4 企画提案競技に参加する者に必要な要件

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者

(3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者

(4) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者

及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者

(5) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

(6) 県税の未納がない者

5 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

6 スケジュール(予定)

(1) 公告	令和8年7月16日(木)
(2) 参加申請期限	令和8年7月28日(火)
(3) 質問書受付期限	令和8年7月28日(火)
(4) 企画提案書等提出期限	令和8年7月31日(金)
(5) 第一次審査結果通知	令和8年8月4日(火)
(6) プレゼンテーション	令和8年8月6日(木)
(7) 審査結果通知	令和8年8月12日(水)

7 説明会の実施

説明会は実施しない。

企画提案競技及び仕様書等に関する質問については9による。

8 企画提案競技参加申込書の提出

本業務の調達に参加を希望する者は、次により企画提案競技参加申込書を提出すること。

(1) 提出場所

3の場所

(2) 提出期限

令和8年7月28日(火)午後5時

(3) 提出方法

持参、送付又は電子メール(なお、送付の場合であっても上記の日時必着とする。)

(4) 提出書類

ア 「企画提案競技参加申込書」(様式第1号)

イ 代理人を選定した場合にあっては、「委任状」(様式第2号)

ウ 申請者の概要が分かる資料(会社案内書等)

(5) 企画提案競技の辞退について

企画提案競技参加申込書の提出後、企画提案競技を辞退する者は「辞退届」(様式第3号)を提出すること。

なお、今回の企画提案競技への参加辞退については、今後、宮崎県が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。

9 参加資格の喪失

契約締結日までに4の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明し

た場合は、参加資格を失うものとする。

10 質問及び回答

(1) 質問

本件に関し質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限

令和8年 7 月 28 日(火)午後 5 時

イ 提出方法

電子メールで提出すること。

提出先 E-Mail アドレス：digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

ウ 様式

質問書(様式第4号)

エ 件名

メールの件名は「【質問書提出】庁内システム全体最適化に向けたサービス利用移行検討支援業務企画提案競技」とすること。

この件名以外で質問書を提出した場合回答しないことがあるので注意すること。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法

質問者に対し、質問受付翌日から起算して土曜日、日曜日及び祝日を除く原則2日以内に回答する。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申請書を提出したすべての者に回答する。

イ その他

提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については回答しない。

11 企画提案書及び見積書の提出

提案参加者は、次により企画提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提出場所

3 の場所

(2) 提出期限

令和8年 7 月 31日(金)午後 5 時

(3) 提出方法

持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても上記の日時必着とする。)

※提出された企画提案書及び見積書は、提出後、内容を変更できない。

(4) 提出部数

印刷物を8部(正本1部、副本7部)とする。

(5) 提出書類

審査に必要な書類として、次の書類を提出すること。

ア 企画提案申請書(様式第5号)

イ 企画提案書 ※ (6)により作成すること。

ウ 提案価格の見積書 ※ (7)により作成すること。

(6) 企画提案書について

- ア 仕様書の業務内容を踏まえて、審査基準表の各項目の順に従って提案内容を分かりやすく記載すること。
- イ A4判(一部A3版を折り曲げて可)の大ききで作成し、20 ページ以内にまとめること。このほか、説明を補完するための資料の添付は可能とする。
- ウ 日本語で表記すること。(専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。)
- エ 通し番号を振り、目次を付けること。
- オ 仕様書に示す業務に加えて実施可能な業務の提案がある場合に、自由に記載すること。
- カ 事業実施体制に関しては、担当者のプロフィールも記載すること。
- キ 提案書の本文は考え方等をできるだけ簡潔に記載すること。
- ク 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
なお、企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

(7) 見積書について

- ア 見積書には積算内容を明記すること。様式は任意とする。
- イ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
- ウ 宛名は、「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。

12 選定方法

「庁内システム全体最適化に向けたサービス利用移行検討支援業務に係る選定委員会」(以下「委員会」という。)において選定を行うものとし、その方法は原則として次のとおり第1次審査(書類審査)と第2次審査(プレゼンテーション)を実施する。ただし、参加が少数である場合等、同選定委員会が必要ないと認めたときには、第1次審査は行わないこととする。

(1) 第1次審査(書類審査)

- ア 審査方法
企画提案競技参加者の企画提案書を審査し、優良提案を3件程度選定する。
- イ 審査基準
別紙「審査基準表」のとおり
- ウ 選定期間
令和8年8月4日(火)実施予定
- エ 選定結果の通知
企画提案競技参加者に対し電子メール及び書面により通知する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

- ア 審査方法
第1次審査で選定された企画提案競技参加者が、企画提案書を基にプレゼンテーションを実施し、最優秀の企画提案競技参加者を選定する。
- イ 審査基準
別紙「審査基準表」のとおり
- ウ 場所及び審査実施方法
オンラインで開催予定であり、審査の詳細と併せて通知する。県ではWeb会議ツール端末(パソコン等)1台を用意するが、申請者はインターネット回線及びWeb会議ツール用端末を各自で準備すること。

エ 選定期間

令和8年8月6日(木)実施予定

オ 時間

説明時間25分以内、質疑 10 分程度とする。

カ 説明者

主たる説明者を1名、主たる説明者を補助する者を2名以内とし、主たる説明者は当該業務の主任担当者とすること。

キ 選定結果の通知

企画提案競技参加者に対し電子メール及び書面により通知する。

13 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき、又は提案後、契約までの間に資格を満たさなくなったとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき。
- (3) 同一人が二件以上の提案をしたとき。
- (4) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 同一人が二人以上の代理人をしたとき。
- (6) 提案に関して連合その他不正の行為があったとき。
- (7) 見積書の金額、氏名、印影、もしくは重要な文字に誤脱がある提案、又は記載が不明瞭な提案をしたとき。
- (8) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

14 業務提供事業者の決定及び契約

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

15 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

16 その他の留意事項

- (1) 提案に必要な費用は各提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加資格審査申請書及び提案書は返還しない。
- (3) 提出された参加資格審査申請書及び提案書は提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限以降における参加資格審査申請書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 参加資格審査申請書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加資格申請書又は提案書を無効とするとともに、必要に応じて虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う。
- (6) 見積額については県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (7) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)による。